

国民健康保険町立和寒病院の

院外処方への移行について

～ 外来患者のみなさまへ～

町立病院では4月2日から、厚生労働省が推進する医薬分業の方針に基づき、外来患者の皆様を対象に院外処方せんを発行いたします。患者の皆様のお薬は、院外の保険薬局で受け取っていただくこととなりましたのでご理解並びにご協力下さいますようお願いいたします。



院外処方せん発行からお薬をもらうまで



診察が済んだ後で、原則として、全ての診療科において院外処方せんが発行されます。今までどおり病院の会計を済ませてください。



薬局は自由にお選びいただけますが、お住みの近く等に「かかりつけ薬局」を決めていただくと便利です。「保険薬局」「保険調剤」「処方せん受付ます」などの表示がある薬局です。

和寒町内の保険薬局は
・和寒調剤薬局（西町）
・渡部薬局（北町）
町外の薬局をご希望のかたは、係りの者にお申し出ください。

病院内にファックスコーナーを設置します。お薬をできるだけ早く用意するため、ファクスにより予め院外処方せんを保険薬局に送信するサービスを行っています。お気軽にご利用ください。



院外薬局の受付に処方せんをお渡してください。医師の処方せんどおり調剤が行われるので、お渡しするお薬はこれまでと同じです。

ご注意
処方せんには有効期間があります。処方せんをもらった日から4日以内に薬局でお薬と交換して下さい。期間をすぎると無効になります

院外処方せんQ&A

Q1. 院外処方せんのメリットは？

処方されているお薬をすべて記録して、お薬の飲み合わせ・副作用等を調べ薬害を未然に防ぎます。服用について説明を受けたり、相談したりすることができます。

Q2. 処方せんは本人以外の者が持って行っても調剤してもらえますか？

「処方せん」があれば、ご本人でなくてもかまいません。患者さんはお宅でお休みにになり、ご家族の方などが「処方せん」をお持ちになっても、お薬を受け取ることができます。

Q3. お薬だけほしい場合は、病院に行かなくても薬局で調剤できますか？

それはできません。薬局では医師の診断の結果、病状に応じて出された「処方せん」に基づき調剤しますので、その都度受診しなければなりません。毎回必ず病院で受診し、処方せんを受け取り、薬局に持参しないと薬をもらうことはできません。

Q4. 院外処方せんを紛失したらどうしますか？

病院に行って処方せんの再発行の手続きが必要になります。（処方せん料がかかります。）

Q5. 処方せんに記載があるが、いらない薬がある場合はどうしたらいいの？

病院から処方せんを渡された時点で、まず薬の名前を確認してみてください。その場で気が付けば、すぐに主治医に話して下さい。薬局でお薬を渡されたときに気が付いた場合は、薬剤師にその旨を話して下さい。薬剤師が処方せんに書いてあるお薬を勝手に削除したり追加することはできません。しかし、必要があれば薬剤師は医師に連絡し対応します。

Q6. 支払いはどうなるんですか？

病院では診察料、検査料、処方せん料等の保険負担分をお支払いいただきます。薬局では、薬代、調剤料、管理指導料の保険負担分をお支払いいただきます。尚、薬局でも老人保健、乳児医療、労災保険等が適用になります。

Q7. プライバシーは守られますか？

薬剤師も医師と同様に患者さんの情報について守秘義務が法律で定められています。ご安心下さい。

ご不明な点等がありましたら、薬剤師または、受付や事務所にお気軽にご相談ください。